

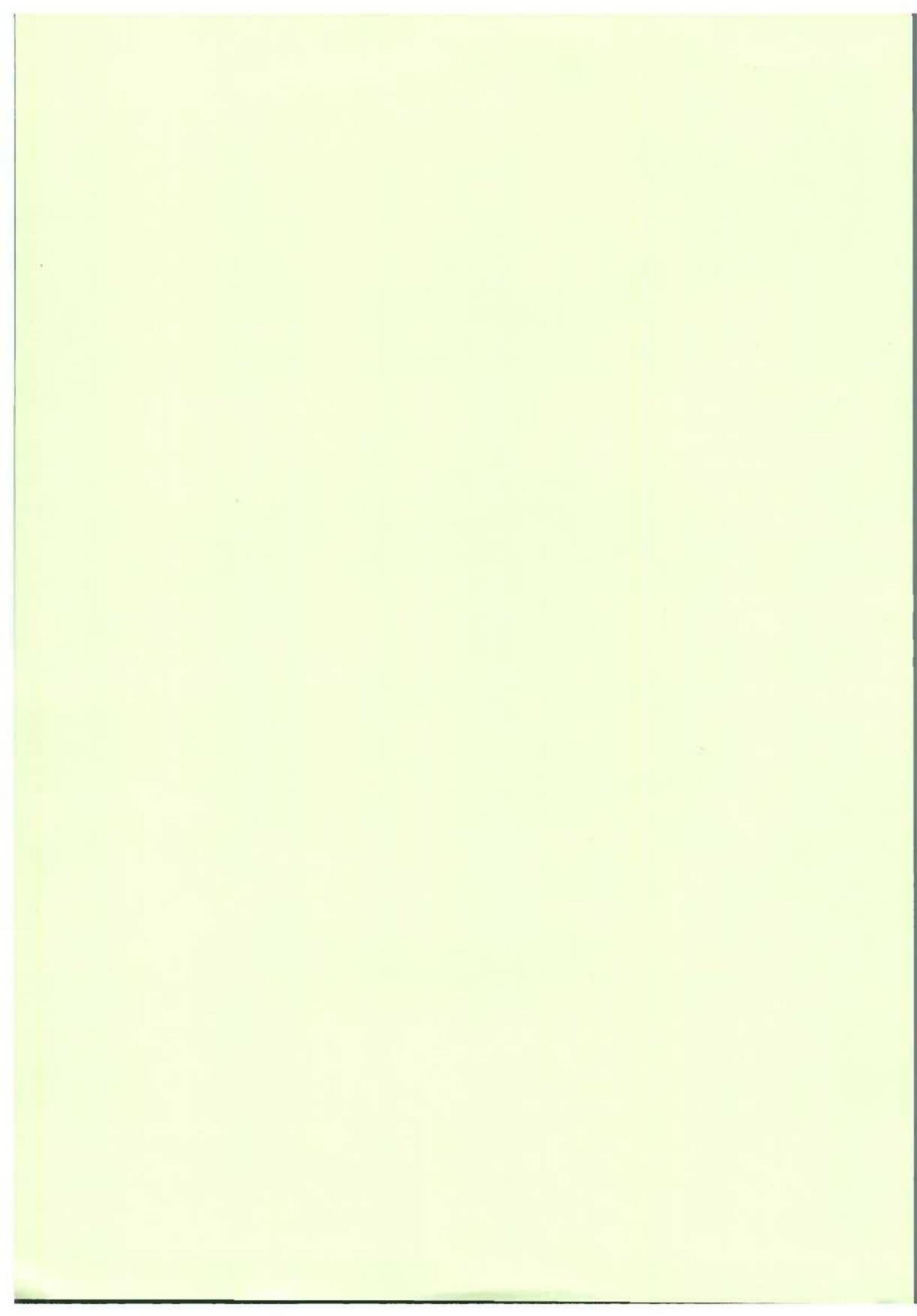
2008

政策課題研究報告書

# 大学との連携を通じた 地域活性を考える

～協働のパートナーとしての大学との連携～

2008政策課題研究チーム



## まえがき

川崎市では、市が直面する政策課題について国内外の先進事例を通じて研究し、総合的・横断的視野からの職員の政策形成能力の向上及び研究成果の具現化を図ることを目的に、「政策課題研究事業」を実施しています。

今年度は、『大学との連携を通じた地域活性を考える』をテーマに、公募・推薦により集まった各局区横断的な職員4名が研究活動を行いました。

現在、大学に対する国の施策としては、文部科学省を中心に、様々な施策が展開されており、その専門知識や研究成果を活かした様々な分野における社会（地域）貢献の視点からその施策の中では、大学と地域が連携して取り組みを行うことが期待されています。そのような取り組みを行う形態として、大学や自治体、企業などが参加して事業を展開する「大学コンソーシアム」については、2008年7月現在で40団体を数え（全国大学コンソーシアム協議会加盟組織数）、全国的にみて大学連携が一つのトレンドとなっています。

一方、川崎市域には、明治大学、専修大学など大学等高等教育機関が立地しており、その知識・技術・人材などは地域の貴重な財産となっています。本市でも、明治大学、専修大学との包括的な連携協定の締結、4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムとの連携・協力の基本合意の締結のほか、多摩区、麻生区では区内に立地する各大学との連携事業をそれぞれ推進しています。今後、連携する大学や地域等を拡充することにより、大学、市民、企業のそれぞれの資源と需要を掘り起こし、これらをコーディネートすることで、①市民の生涯学習機会の充実、②新産業創出等の産業振興、③地域課題解決のための政策研究の実施等が期待されるところです。

本研究では、今後、市におけるより一層の大学連携事業の推進に向けて、協働のパートナーである大学等と連携しながら、どのようなしくみがあればさらなる地域活性化等に役立てることができるのかなどを論点に、海外ではアメリカ・カリフォルニア州にあるスタンフォード大学やバークレー市、国内では京都市、愛知県瀬戸市などの取り組みについて視察を通じた調査研究を行い、報告書としてまとめました。

研究員は、通常の業務を抱えながらの研究活動に大変苦労されたことと思いますが、研究日以外にも自主的に集まったり、頻繁にメールのやりとりをするなどして議論を重ねてきました。報告書に盛り込まれた提言を具体的な施策に活用するためには、さらなる検討を深める必要があるかと思います。この報告書を御覧いただき、御意見を多方面からいただければ幸いです。

最後になりましたが、今回の研究成果は、たいへん多くの方々の御協力によって作りあげられたものです。御指導くださった関係者の方々はもとより、当研究チームへの参加を快く認めてくださった上司の方々、職場の皆さんに対して、あらためて感謝の意を表したいと思います。

2009年3月  
総合企画局自治政策部

# 目次ーINDEXー

## Page

	はじめに
001	序章 大学とは何か
001	1 大学の一般的な定義
001	2 大学の特色と役割
003	第1章 なぜ、いま大学連携なのか
003	1 大学連携とは何か
004	2 全国的な背景
005	(1) 連携による一般的なメリット
007	(2) 国の施策背景
013	(3) まとめ
014	3 川崎市の背景
014	(1) 川崎市の社会背景
019	(2) 川崎市の施策背景
023	(3) 川崎市における大学連携の可能性について
027	第2章 川崎市における大学連携の現状
027	1 川崎市における大学資源
027	(1) 大学の立地と学生数について
028	(2) 特徴
028	2 川崎市での大学連携の取り組み状況
028	(1) 生涯学習の取り組みー教育委員会事務局を中心とした事業展開ー
031	(2) 産業振興・産業創出の取り組みー経済労働局を中心とした事業展開ー
035	(3) 人材育成と教育の取り組みー総務局職員研修所を中心とした事業展開ー
037	(4) 地域振興とまちづくりの取り組みー区役所を中心とした事業展開ー
040	(5) その他の取り組みー包括的基本協定の締結ー
041	3 市内大学での取り組み状況
041	(1) 専修大学での取り組み
043	(2) 明治大学での取り組み
043	(3) 田園調布学園大学での取り組み
044	4 大学連携の効果と課題について～市内の事例から～
044	(1) 川崎市における大学連携のメリット
047	(2) 川崎市が大学連携を推進していくにあたっての課題
049	(3) まとめ
050	第3章 他都市における大学連携の現状
050	1 都市別、大学別にみる国内事例
050	(1) 愛知県瀬戸市の連携事例ー川崎市と類似規模の大学資源ー
056	(2) 京都市の連携事例ー国内最大規模で幅広い事業展開のコンソーシアムー
066	(3) 相模原・町田大学地域コンソーシアムでの連携事例ー2都市の合同コンソーシアムー
071	(4) 墨田区と早稲田大学の連携事例ーキャンパス立地区外での連携ー
073	(5) 横浜国立大学と自治体の連携事例ー学生参画型実践教育の実施ー
077	2 都市別、大学別にみる海外事例
077	(1) カリフォルニア州における大学と自治体の関係

## 目次ーINDEXー

078	(2) 大学と自治体の取り組み
080	(3) 共通する特徴
081	(4) Service Learning
081	(5) まとめ
082 第4章	大学連携の今後の展開へ向けて
082	1 川崎市における大学連携事業展開の可能性
082	(1) 生涯学習分野
083	(2) 産学連携分野
083	(3) 人材育成分野
084	(4) 地域との連携分野
085	2 川崎市における課題解決の方向性
085	(1) 組織体制の強化(相談調整窓口の明確化、情報共有、人員確保の可能性)
085	(2) 情報発信
086	(3) 大学及び各主体の資源把握と相互理解
086	(4) 事業展開地域及び展開分野の拡大
086	(5) 大学連携に関する基本方針の策定
089	3 各主体にとっての連携によるメリット
089	(1) 大学にとってのメリット—大学が地域と連携することによるメリット—
091	(2) 市民にとってのメリット—大学との連携により得られるメリット—
091	(3) 企業にとってのメリット—大学と連携することによるメリット—
092	(4) 自治体にとってのメリット—大学と連携することによるメリット—
094	4 川崎市での大学連携推進にあたって
095 第5章	私たちの提案
095	1 川崎市における大学連携の理念の提案
096	2 川崎市大学地域プラットフォーム事業の方向性
096	(1) 川崎市の課題解決に向けた望ましい事業の方向性
100	(2) 各主体にメリットをもたらす事業の方向性
101	(3) 事業展開の方向性
103	(4) まとめ
104	3 川崎市大学地域プラットフォーム事業 個々の事業提案
104	(1) 第1段階期[ゆるやかなネットワークの形成]の事業概要
107	(2) 第2段階期[市全域における大学地域プラットフォーム事業の展開]の事業概要
112	(3) 第3段階期[自立した組織による事業展開と市外との連携]の事業概要
115 終章	協働のパートナーとしての大学との連携

### 資料編 ヒアリング記録

視察・ヒアリング先一覧

参考文献・ホームページ

おわりに

お世話になった方々

# はじめに

我が国は現在、世界同時不況、少子高齢社会への移行、都市の発展による地域社会の不安定化などの新たな社会問題を抱えている。

このような社会問題の克服と、豊かな地域社会の実現のため、今、大学には地域社会再生の核となるべく大きな期待が寄せられている。

一方、少子化等に伴い大学の置かれる状況も厳しいものとなり、その危機意識から、大学は、その持つうる資源を活かした特色ある教育や研究を模索している状況にある。

これまで地域社会とは一線を置いた存在ともいえた大学においても、「地域社会との連携」は、特色ある実践教育の場や学生の社会参加活動の場として、注目される存在となってきたのである。

大学施設の一般市民への開放や、地域社会と大学とのコラボレーションによる商店街振興や新商品の開発など、大学と周辺地域が一体となった活動が沸きあがる新しい局面が生まれている。

大学がもたらす地域社会への影響に大きな期待を寄せ、川崎市においても、活力ある地域社会をつくっていくための協働のパートナーとして、大学にどのような可能性があるのか、その可能性を探すため、私たちの研究「大学との連携を通じた地域活性を考える～協働のパートナーとしての大学との連携～」はスタートした。

本報告書は、序章、第1章から第5章、そして終章から構成されている。

大学連携が求められている全国及び川崎市での背景から、大学との連携におけるメリットと課題を明らかにし、国内・海外の先進事例の考察から、大学という存在がいかに地域社会をつくる協働のパートナーとして魅力ある存在であり、いかに川崎市における地域の活性に寄与できるかについて論じたい。

## 2008 政策課題研究チーム

教育委員会事務局学校教育部中原区・教育担当	鈴木 健大
総務局市民情報室市民の声担当	川島 美里
経済労働局産業振興部新産業創出担当	谷川 幸子
多摩区役所保健福祉センター保護課	星野 麻沙美

## 序章

# 大学とは何か

### 1 大学の一般的な定義

2008（平成20）年度政策課題研究のテーマとして、私たちが研究していくのは、「大学との連携を通じた地域活性を考える～協働のパートナーとしての大学との連携～」である。このテーマについて考える前に、そもそも大学とは何かという定義づけを先に行っておきたい。

学校教育法第1条において定められる学校<sup>1</sup>は、初等教育機関、中等教育機関、高等教育機関の3つに大別されており、大学は高等専門学校とともに、高等教育機関として分類されている。また、上述の「学校」には含まれないが、学校教育法第124条で定められた教育施設である専修学校のうち専門課程を置く専修学校については、同法第126条により「専門学校」と呼ばれ、この一部については大学院への進学が可能であるなど、高等教育機関として扱われているものもある。

【図表序一】教育機関の分類

初等教育機関	中等教育機関	高等教育機関
小学校 特別支援学校	中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校	大学 高等専門学校 専門学校(専修学校専門課程)

川崎市として連携を考えるのは、大学等高等教育機関であるが、本報告書では、特に記載のない限り、大学と表記する場合に意味するのは学校教育法第1条で定める大学とし、その他の高等教育機関は含まないものとする。

### 2 大学の特色と役割

公立大学か私立大学か、総合大学か単科大学か、理系中心か文系中心か、大都市圏にあるか地方都市にあるかなど、大学にはそれぞれの特色があるが、「教員」、「学生」、「キャンパス」という3点が揃っていることでは共通性を見出すことができる。

この3点から考えてみると、大学は、「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」の特性を有した存在ではないかと考えられる。つまり、大学とはそ

<sup>1</sup>学校教育法第1条に定められている学校 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。

そもそも研究機関であることから、それぞれの分野に関する最先端の知が集積している「知的資源の宝庫」であり、また、そこで教える教員をはじめとして、学ぶために集ってくる学生も含め、専門分野、知的水準、年齢層なども幅広い人々が集まっている「人的資源の宝庫」であり、さらに、多数の教員と学生が集まり、教育、研究、勉学、そしてサークル等の課外活動にいそしむための十分な施設とスペースがあるという「施設・スペースの宝庫」であるということである。

大学の役割は、「教育」と「研究」であると、従来からよくいわれている。学ぶための学生が集まり、それを教える教員が集まり、それぞれの学びがまた研究に繋がっていく大学として、これは至極当然なことであろう。

しかしながら、上に挙げた「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」というその特長をもってすれば、「教育」と「研究」以外にも、大学が果たすことができる役割はあるのではないだろうか。

大学が持つポテンシャルを調査し、川崎市においてそのポテンシャルがどのように花開いていくか、その可能性を私たちの研究で提言していければ幸いである。

# 第1章

# なぜ、いま大学連携なのか

本章では、本報告書における大学連携の定義づけを行い、序章で述べた大学の3つの特性を踏まえながら、なぜ今、大学連携が全国的に行われているのか、なぜ川崎市が大学連携のさらなる発展を目指すのか、その背景を併せて検証し、川崎市における今後の大学連携の可能性について述べていく。

## 1 大学連携とは何か

「大学との連携を通じた地域活性を考える」という研究テーマからは、大学と何かしらの主体が連携することで、地域が活性化するというような状態が想起されるが、これでは茫漠としたイメージであるため、一般にその連携主体として想定される存在を大別し、それぞれの連携活動の一例を挙げていく。

まず、大学にとっての第一の連携主体は、「大学」であると考えられる。これは具体的には、大学間連携が想定されるものであり、連携の形態の一例としては、複数の大学が集まり事業共同体を形成する大学コンソーシアム<sup>1</sup>などがある。

第二に「市民」が考えられる。「市民」には、個人単位の市民のみならず、市民活動団体や町内会・自治会、NPO法人<sup>2</sup>等をも含んで想定される。連携の形態の一例としては、大学が市民活動団体や町内会・自治会の持つネットワークを活用し調査研究を行ったり、大学が行う生涯学習講座を市民が受講し、高度な知識を得ることなどがある。

第三に「企業」が考えられる。「企業」には、大企業から中小企業（ここでは、個人事業者、商店街などを含む）までを含み、営利目的を有する主体であることが共通点として考えられる。連携の形態の一例としては、大学から企業への技術移転や、逆に大学の依頼を受けた企業による試作品の開発などが挙げられる。

第四に「行政機関」が考えられる。この行政機関には、市区町村レベルから都道府県、国、ひいては外国の行政機関まで含む場合もある。市区町村や都道府県などの自治体が行う連携の形態の一例としては、学生の就業体験を受け入れるインターンシップ、公共性の高い課題に関する共同研究、大学と共同で市民向けの生涯学習講座を開

<sup>1</sup> コンソーシアム：協会、組合、連合。

<sup>2</sup> NPO法人：NPO（non-profit organization：民間非営利団体。）が法人格を取得したもの。NPOとは、政府や企業などでできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

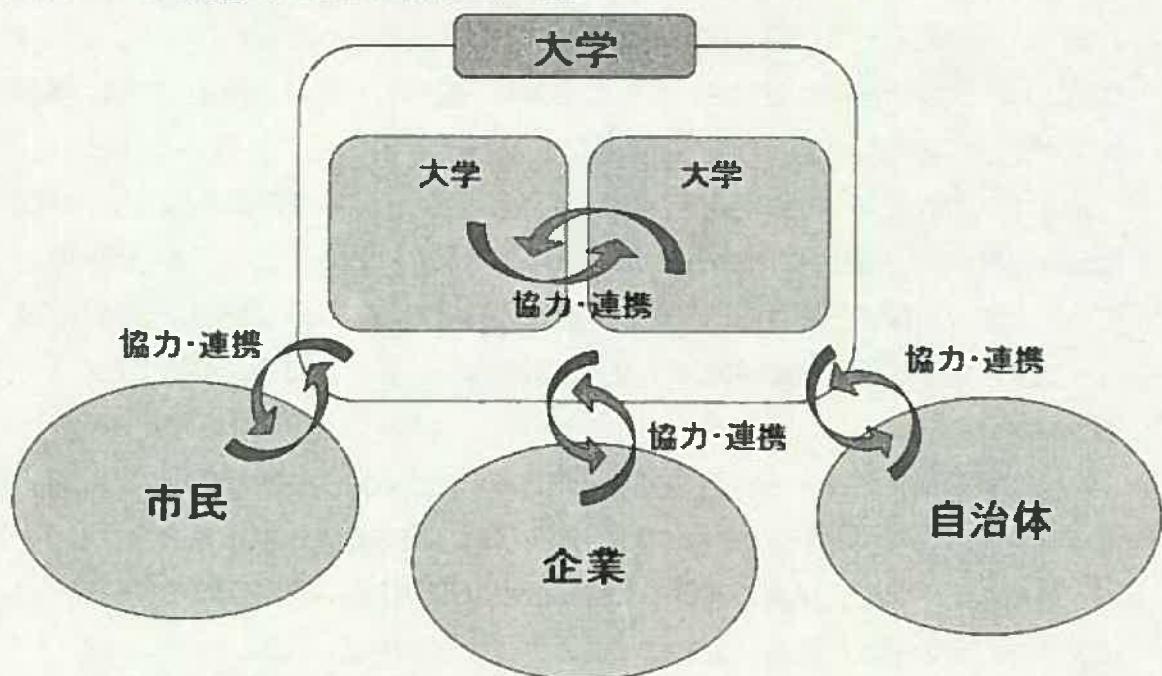
催すことなどが考えられる。

以上から、大学と連携する相手方をこの4つの主体と想定し、「大学連携」とは、大学がこの4つの主体と協働する状態、つまり、大学と4主体が、相互の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、その特性を活かし合いながら、互いの役割と責任のもと、協力・連携していく状態を指すものであると、ここでは定義する。

なお、この協働のイメージ図については図表1-1に示すが、これらの4主体が単独で大学と連携することはもちろんのこと、4主体のうち複数がともに大学と連携することも想定に入れるものとする。

また、この報告書では、川崎市における大学連携について考察と提言を行うため、本章で後に国の施策について述べるほかは、自治体の取り組みについて述べていくものである。

【図表1-1 大学連携の4主体による協働のイメージ図】



## 2 全国的な背景

現在の日本において、大学連携は1つのトレンドとなっている。大学や自治体、企業などが参加して事業を展開している大学コンソーシアムについては、全国大学コンソーシアム協議会に加盟している組織で数えて、2008（平成20）年7月1日現在で40団体であり、日本全国で大学コンソーシアムが展開されている（財団法人大学コンソーシアム京都のホームページ参照）。

また、横浜市のように組織の形態はとらなくても、大学連携の方針（「大学と都市の連携に関する考え方」2005（平成17）年3月）を策定し、市の事業につなげているところもある。

前述したように、大学連携にも様々な形態があり、様々な連携主体が想定されるが、そのような多様な形態を持つ大学連携が、今、トレンドになっているのはなぜだろうか。この流れをひも解くために、まずは、第1節に示した大学連携の主体にとっての一般的な連携メリットを述べ、さらに国の施策背景について述べていきたいと思う。

### （1）連携による一般的なメリット

大学連携のそれぞれの主体にとって、連携にはどのような意味があるのだろうか。一般的に想定されるメリットについて、述べていく。

#### ① 大学

大学にとって、現在は冬の時代である。少子化による大学全入時代とそれに伴う大学選別時代の到来、さらに文部科学省による選定式研究費等の競争的資金配分の実施など、大学を取り巻く状況は非常に競争的な環境になってきていることから、資金確保や研究成果のために、大学が他主体と連携を進める意味は大きい。それぞれの大学は、その特性を活かして他大学との差別化と生き残りを図り、中には社会貢献、地域貢献を打ち出し、積極的に市民、企業、自治体との連携を強化している大学もある。

#### 【大学にとっての大学連携のメリット】

##### ・質の高い研究・教育機会の拡大

（大学間連携や地域、企業、自治体との連携を進めることで大学としての研究の場を広げ、実地学習やインターンシップの場を確保）

##### ・「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」（文部科学省）の補助金獲得

（大学間連携や地域との連携を進めることによる、特色ある大学づくり）

##### ・新規学生の獲得

（魅力ある大学としての広報の充実による効果）

##### ・幅広い収入源の確保による財政基盤の強化

（企業からの受託研究による収入、学費納入、生涯学習講座実施による受講料獲得）

## ② 市民

大型不況、円の乱高下、都市の発展によるコミュニティの崩壊、少子高齢化など、市民にとってもまた現代は、先行きの見えない不安の時代である。そのような状況の中で、大量退職した団塊の世代が地域社会に帰つてくることにより、時間や金銭の余裕が出てきている市民が増加しつつあることから、「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という特性を持つ大学と市民が連携することには大きな意味があると考えられる。

### 【市民にとっての大学連携のメリット】

#### ・市民のスキルアップ

(大学との連携による、市民の生涯学習機会の拡大と様々な知識の習得)

#### ・地域の活性化

(大学の知識やマンパワーによる、地域が抱える課題の発見とその解決)

#### ・大学施設の活用

(大学キャンパス内における地域イベントの実施や生涯学習講座の開催、図書館の地域開放等、大学施設の地域住民利用のための開放)

## ③ 企業

国際競争、国内競争を日々繰り広げるビジネスの世界では、新しい知識、新しい技術、新しいマーケットを求めて激しい競争が展開されている。そのような企業にとって、大学連携もまた1つのビジネスチャンスである。

### 【企業にとっての大学連携のメリット】

#### ・大学が持つシーズ<sup>1</sup>の活用

(大学の知的資源に関して、企業が大学の顧客になるという視点)

#### ・大学の求めるニーズの把握

(企業の知的資源に関して、企業が大学を顧客にするという視点)

#### ・大学や自治体への人材派遣や、市民への講座開催などによる社員の育成

#### ・大学から優秀な人材を確保(教員、学生)

#### ・社会貢献による企業イメージの向上(長期的な視点での売り上げの向上)

<sup>1</sup> シーズ 顧客の求めるニーズに対して、企業が新しく開発、提供する特別な技術や材料のこと。新製品の開発では、ニーズとシーズのバランスが重要となる。

#### ④ 自治体

分権型社会の実現に向けて、自治体が自らの責任において行政を実施するしくみを構築するとの観点から、自治体職員の政策形成能力がシビアに問われるようになり、自治体にとっても地域を運営するという視点が強く求められている。また、国にとつても、地方分権を推し進めることで想定される地域格差の問題等の解決が期待されるなど、地方分権については新たな局面に入っているといえる。このような状況の中、自治体にとって、大学が持つ研究成果、教員や学生等の人的資源など、「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という特性を備えた大学と連携する魅力は限りがない。

##### 【自治体にとっての大学連携のメリット】

- ・大学との連携による地域の活性化
- ・地域課題解決を目指すコミュニティ・ビジネス<sup>5</sup>の創出
- ・大学の知を活かした施策の実施（大学による施策への助言や検証等）
- ・大学の知を活かした人材育成（大学への職員派遣、大学による職員研修等）
- ・大学の知を活かした高度で幅広い生涯学習機会の市民への提供

このように、大学連携には一般に、各連携主体にそれぞれメリットがあるといえるが、(2) ではこれを踏まえた国の動向について述べていく。

#### (2) 国の施策背景

大学は、学校として授業料を徴収することができるが（学校教育法第6条）、併せて、多額の資金が国から交付されている。

次に、国の動向を検証し、国が大学連携にどのようなメリットを見出し、どのようにこれを支援しているか検証してみたい。

##### ① 文部科学省

###### ア) 研究費の選択的支給

まずは、学校教育法を所管する文部科学省であるが、大きな方針転換は2002（平成

<sup>5</sup> コミュニティ・ビジネス 地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている（関東経済産業局ホームページより）。

14) 年 10 月に「21 世紀 COE プログラム」(旧称「トップ 30」) の審査結果が発表されたことにはじまる。これは、2001(平成 13) 年 6 月に発表された「大学(国立大学)の構造改革の方針」が具体的な施策としてかたちになったものである。

COE (Center Of Excellence) は、国内外の優秀な頭脳が集まる研究施設であって、「21 世紀 COE プログラム」では、全国の大学院博士課程レベルの研究所等から研究教育計画を公募し、優れた成果と将来性のあるものを選び、研究費を配分している。このプログラムにより、大学への競争原理の導入とこれに基づく大学の選別という姿勢が、国により明確に示されたものである。

これに端を発し、文部科学省では大学改革のための選定式研究費を増額している。2008(平成 20) 年度の文部科学省が所管する「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」に関する予算は 680 億円(2007(平成 19) 年度 612 億円) にものぼっており、この予算は、図表 1-2 に示した 5 つの項目ごとに応募大学を選定し、配分されている。

【図表 1-2 「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」の選定項目】

項目 1	国公私立大学を通じた大学教育改革の支援
項目 2	世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成と大学院教育の抜本的強化
項目 3	地域振興の核となる大学の構築
項目 4	大学・大学病院が連携した医師等の養成システムの推進
項目 5	产学連携による高度人材育成と教育プログラムの充実・強化

文部科学省が「大学改革に真に実効性のある分野への「選択と集中」と表現するこの予算配分からは、大きく分けて①「世界的に卓越した教育研究拠点の形成」(項目 1、項目 2)、②「社会的な要請に対する大学の機能強化」(項目 1、項目 3、項目 4、項目 5) の 2 つの目標を読み取ることができる。これは大学という存在が、社会にいかに役に立つか、長期的なスパンのみならず短期的なスパンでも目に見える成果を出していくかということを命題においていた予算配分であると考えられる。従来、長期的な視点で社会に貢献していると目されてきた大学は、今現在、より短期的なスパンでの成果を、国からの予算配分という大きな力によって求められているものと考えられる。

#### イ) 大学地域コンソーシアムの形成支援

2007(平成 19) 年 6 月 1 日の教育再生会議第 2 次報告では、「国公私立大学の連携により、地方の大学教育を充実する」ことが提言されており、その内容としては、「国

公私を通じた「大学地域コンソーシアム」<sup>6</sup>や大学院の共同設置が挙げられ、大学は社会変化や時代の要請に応じた学部学科の再編や、他大学との連携協力などについて提言されている。他方で、国は、地域の人材育成や地域経済の活性化のため、国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」の形成を支援することなどについて提言している。

これを受け、2007（平成19）年6月19日の閣議決定による「経済財政改革の基本方針2007」の中で、「成長可能性拡大戦略」として、地方の大学地域コンソーシアムの形成を支援するための措置を2008（平成20）年度から講ずることが定められ、2008（平成20）年度から「戦略的大学連携支援事業」（2008（平成20）年度予算額30億円・3年間の継続支援）が開始された。

「戦略的大学連携支援事業」の事業内容としては、大学間連携による連合大学院の設立や、大学運営の効率化（事務局機能の強化）に加え、地域の知の拠点として産学官連携や生涯学習教育を提供することなども挙げられている。

また、2008（平成20）年7月1日の閣議決定による「教育振興基本計画」において、大学コンソーシアムへの支援もあらためて位置づけられている。

【図表1-3 文部科学省によるコンソーシアム支援の動向】

決定年月日・実施年月日	決定機関・方針名	決定内容・実施内容
2007（平成19）年6月1日	教育再生会議第2次報告	『国公私を通じた「大学地域コンソーシアム」や大学院の共同設置の提言』
2007（平成19）年6月19日	閣議決定による「経済財政改革の基本方針2007」	「成長可能性拡大戦略」として、地方の大学地域コンソーシアムの形成支援措置の決定
2008（平成20）年度～	「経済財政改革の基本方針2007」	戦略的大学連携支援事業の開始
2008（平成20）年7月1日	閣議決定による「教育振興基本計画」	大学間連携による地域貢献機能の強化・拡大及び教育研究の多様化等を図るための取り組み（国公私を通じたコンソーシアム）の支援

## ② 経済産業省

大学連携に関する部署として、経済産業省には、大学連携推進課が設置されており、その主な業務内容は、大学発ベンチャー<sup>7</sup>の支援、大学の技術移転促進（TLO<sup>8</sup>の設立支援）、製造業や技術経営人材の育成などである。

<sup>6</sup> 大学地域コンソーシアム 特定の事業を目的として、大学間又は（複数の）大学と地域等で構成される連携組織。  
<sup>7</sup> ベンチャー ベンチャービジネス。高度な知識や新技術を軸に、革新的、創造的な経営を展開している知識集約型の小企業。

<sup>8</sup> TLO Technology Licensing Organization 大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人。経済産業省によれば、TLOが大学に整備されることで、研究者が研究に専念しながらその成果の特許化・产业化によってさらなる研究資金を得るという「知的創造サイクル」のしくみが実現する。

1998（平成10）年には、文部科学省と共同で国会に法案を提出した「大学等技術移転促進法」（TLO法）が施行されたことで、大学内における技術移転機関であるTLOの設置が推進された。また、2003（平成15）年には「知的財産基本法」<sup>10</sup>が施行され、大学に人材の育成、研究、その成果の普及に自主的かつ積極的に努める責務を課している。

2008（平成20）年度には、「創造的产学連携体制整備事業」（予算額4.6億円）という新規事業がはじまり、承認TLO<sup>11</sup>等で、地域企業等からのニーズに対し、関係機関との連携を図りながら、機器、人材、情報・データベース等の大学内外の資源を総合的に活用し、研究開発、その実用化、事業化までを支援するための機能強化に必要な費用を補助することになっている。

また、産学官における共同研究を促進するために、「特別試験研究に係る税額控除制度」として、法人・個人が、国の試験研究機関や国内の大学等と共同試験研究または委託試験研究を行った場合、その費用（特別試験研究費）の12%を、当該事業年度の所得に対する法人税・所得税の額から控除することになっている。

このように、経済産業省では、産学官連携に関する様々な施策を行っている。大学が持つ知的資源の供給と研究需要、企業が持つ知的資源の供給と研究需要がつながり、相互利用が果たされることで、技術大国として高度成長を遂げてきた日本経済に対して生み出す効果は計り知れず、同時に大学での研究活動の高度化にも大きく寄与しているものと考えられる。

### ③ 総務省

総務省は、地方分権や市町村合併の進展により市町村の役割が拡大する中、市町村と、貴重な人的・知的資源である大学との連携による課題解決や、大学における積極的な地域貢献・産官学民連携が重要であるとしており、市町村と大学との連携事例について調査を行い、ホームページ上で公表している。

地方行政における、活力ある地方づくりの一環として、2005（平成17）年11月に、

<sup>9</sup>大学等技術移転促進法 正式名称「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（1998（平成10）年8月1日施行）。大学や国の試験研究機関等における技術に関する研究成果を、TLOを介して民間事業者へ効率的に移転することを促進し、新たな事業分野の開拓、産業技術の向上、大学等の研究活動の活性化を図ることを目的としている。

<sup>10</sup>知的財産基本法 日本の知的財産立国実現のため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するために、2003（平成15）年3月1日に施行された。国及び地方公共団体の責務、事業者の責務、発明者等の創造的活動を行う者の待遇、産・学・官の連携の強化、競争促進の促進、法制上の措置等を定めている。

<sup>11</sup>承認TLO 「大学等における研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、実施計画が文部科学大臣及び総務大臣に承認されたTLO。特許料の減免や国有施設の無償使用等の支援が受けられる。

東京都特別区及び政令指定都市を除く全市町村を対象に「大学と連携した地域づくりのための取組に関するアンケート」を実施し、その調査結果の概要として、「市町村と大学の連携の類型及び代表事例」を公開している。

この調査の事例には、図表1-4のとおり、学生が地域活性化に貢献している事例や、大学の研究・教育活動が直接具体的な取り組みとなる事例、さらに、各種計画策定に係る調査研究・アドバイス事例などがあり、幅広い取り組みが紹介されている。

【図表1-4 大学と連携したまちづくりアンケートの取り組み事例】

連携主体	事業名	事業概要
茨城県日立市と茨城キリスト教大学	ヤングあきんど育成支援事業	空き店舗を活用した学生の商店経営体験
三重県鈴鹿市と鈴鹿医療科学大学	学生サポーター派遣事業	障害のある児童への支援
北海道登別市と室蘭工業大学	登別ハザードマップ作成	各種自然災害発生時の被害予想・避難場所等の地図化
北海道釧路市と釧路公立大学	生活保護受給母子世帯の自立支援に関する基礎的研究	

(出典)総務省ホームページを基に作成

#### ④ 内閣官房

内閣官房の都市再生本部においては、地域活力向上の好循環を構築するため、2005(平成17)年12月に都市再生プロジェクト<sup>12</sup>の第10次決定として、「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」を決定した。

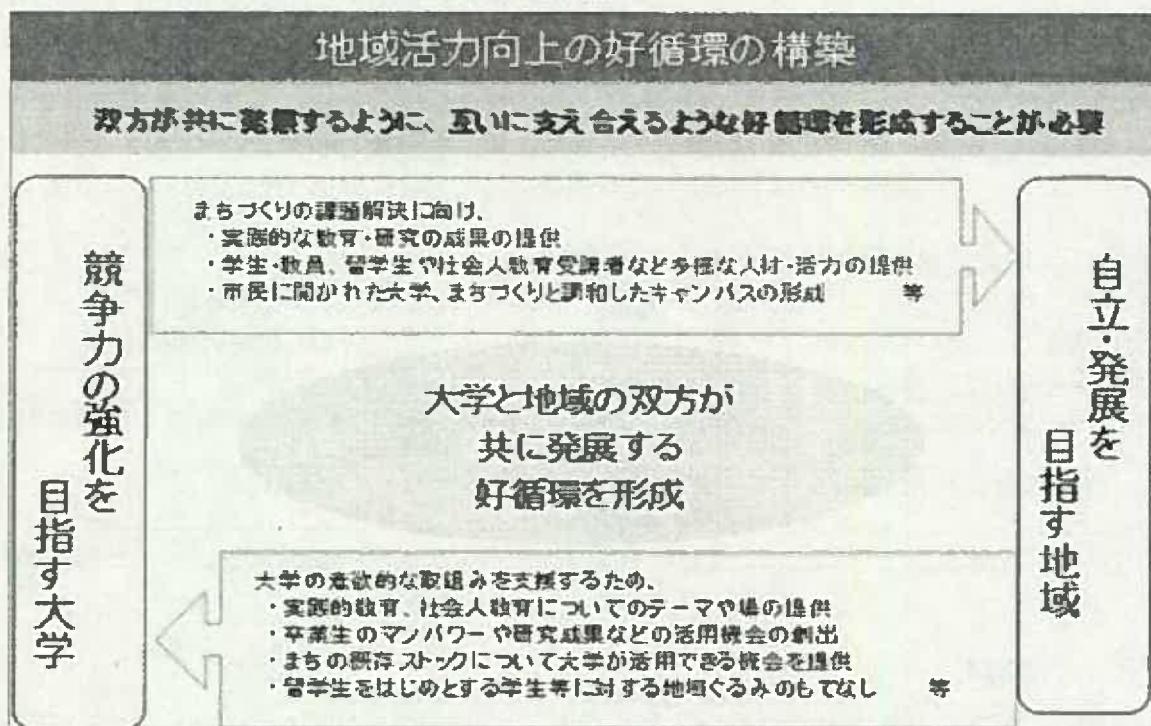
大学と地域の連携協働のイメージについては、図表1-5が分かりやすく示している。

図表1-5によれば、地域活力向上の好循環の構築として、「競争力の強化を目指す大学」と「自立・発展を目指す地域」の相互連携が描かれている。大学は、まちづくりの課題解決に向けて実践的な教育・研究の成果の提供や、学生・教員、社会人教育受講者など多様な人材・活力の提供や、市民に開かれた大学づくり等、地域に資する活動を行い、また、地域は、大学の意欲的な取り組みを支援するために、実践的教育等についてのテーマの提供や、研究成果などの活用機会の創出、まちの既存ストックを大学が活用できる機会の提供等を通じ、大学を支援し、これら支え合いの好循環

<sup>12</sup> 都市再生プロジェクト 1990年代以降、低迷する経済の再生のために、「都市」の魅力と国際競争力を高めて再生を実現することが必要であるとの考え方のもとに、様々な「都市の課題」について、関係府市や地方公共団体、関係民間主体の参加・連携で取り組む具体的な行動計画。「地球環境問題、体感治安の低下等都市における重要な政策課題」、「全国都市再生モデル調査を通じて明らかとなった共通的な課題」、「様々な都市再生取組みの展開・発展により生まれたプロジェクト等」のうちから課題を選定し、都市再生本部が決定しており、その実現手段としては、国直轄事業、まちづくり交付金・各種補助事業、関係者間の連携構築の支援など様々で限定はない。2009(平成21)年2月現在、第13次決定までがなされている。

により大学と地域の双方がともに発展することを目指しているものである。

【図表1-5 地域活力向上に資する大学と地域の連携図】



(出典)内閣官房ホームページ

この地域活力向上の好循環を構築するための第10次決定のプロジェクトは「大学と地域の連携協働による都市再生の推進に関する関係府省連絡会議」、「大学地域連携まちづくりネットワーク」の2つの試みから構成されている。

#### ア) 大学と地域の連携協働による都市再生の推進に関する関係府省連絡会議

都市再生プロジェクト第10次計画を関係府省が一体となって推進するため、内閣官房は2006(平成18)年3月に関係府省連絡会議を設置した。構成メンバーは、内閣官房都市再生本部事務局、内閣官房地域再生推進室、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省など多岐にわたっている。

取り組み内容としては、大学と地域の連携に関する国の協力体制の構築と、情報の集約と発信が挙げられる。

具体的には、都市再生プロジェクト推進に資する各府省の施策の整理や、関係府省の連携によるプロジェクト推進、大学地域連携によるまちづくり事例のデータベースの作成と提供、先進事例の情報提供などである。

#### イ) 大学地域連携まちづくりネットワーク

2005（平成17）年10月から11月にかけて、自治体と大学が開催した「大学と地域が連携したまちづくりワークショップ」を全国に広げていくために、内閣官房都市再生本部事務局の協力を得て、ワークショップを開催した自治体と大学が発起人となり、2006（平成18）年3月末から4月にかけて、「大学地域連携まちづくりネットワーク」を立ち上げた。

主な活動内容は、参加者間でのメーリングリストによる情報・意見交換と、実際に集まっての情報・意見交換である。会員となれるのは、「大学と地域が連携協働してまちづくりに取り組んでいる、取り組もうとしている、大学、地方公共団体、まちづくり団体等」であると規定されている。

このネットワークの事務局とメーリングリストの管理者は、内閣官房都市再生本部事務局が行っている。

### （3）まとめ

以上、大学連携が各連携主体に及ぼす一般的なメリットと、国における大学連携関連施策の一部について述べた。

一般的な大学連携メリットについてまとめると、大学にとっての連携メリットとしては、他主体との連携による質の高い研究・教育機会の拡大や、事業拡大による大学運営の収入確保などが挙げられる。

また、大学の「知的資源の宝庫」としての特性を活かした連携メリットとしては、市民の生涯学習機会の拡大や、企業による大学の知的資源活用、自治体が大学の専門知識を活かして施策を策定、検証することなどが考えられる。

次に、大学の「人的資源の宝庫」としての特性を活かした連携メリットとしては、学生や教員等、自由なアイデアと専門知識・経験を備えた人材による、地域の課題解決や地域の活性化というような市民、自治体にとってのメリット、また、連携を通じて企業をPRし、優秀な学生を確保できるといったような企業にとってのメリットなど様々に考えられる。

最後に、大学の「施設・スペースの宝庫」としての特性を活かした連携メリットとしては、大学の施設を活かしたイベントの実施や生涯学習講座の開催、大学施設の開放などが挙げられるであろう。

これらの豊富な大学資源を活かした連携メリットが、全国的な大学連携推進の動きへの弾みとなっていることはもちろんであるが、文部科学省による大学への研究費の

選択的支給や、コンソーシアムへの補助金、経済産業省による大学における TLO 設置推進、内閣官房による大学地域連携まちづくりネットワークの運営支援など、国も、「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という大学の特性を重視していると考えられ、社会に対しその資源を有効に活用させるべく、様々な手段を講じ、大学連携の取り組みを行っている。

すなわち、国は大学に対して、高度な専門知識や質の高い研究成果を活かし、様々な分野における大学の社会貢献への積極的な取り組みを期待しているものであり、社会に対して開かれた、社会にとってその存在意義を明確にアピールしていく存在であることを求めているものである。長期的なスパンのみならず短期的なスパンでも成果主義を大学にあてはめ、研究成果で世界にぬきんぐることは無論のこと、キャンパスが立地する最も身近な地域の中で、大学に対しても「市民」としての責任を求めているものと考えられる。

このような国の大学連携への取り組み姿勢や、大学、市民、企業、自治体にとっての様々な大学連携のメリットを考慮すると、現在、大学連携というトピックが全国的なトレンドとなっていることが理解できる。

### 3 川崎市の背景

これまで、大学連携が行われる全国的な背景を検証してきたが、これに加えて川崎市の背景を検証し、「なぜ今川崎市で大学連携を進めるのか」について述べる。

#### (1) 川崎市の社会背景

##### ① 近年の人口増加と、長期的な人口減少による政策課題

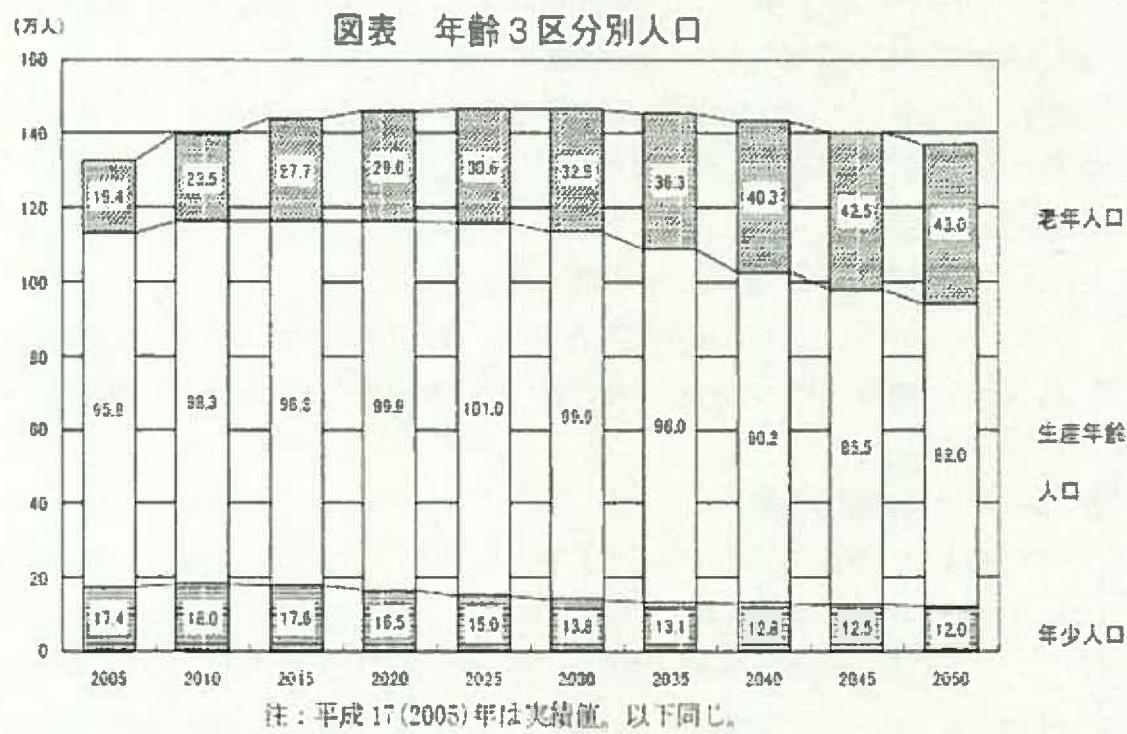
川崎市には、小杉、登戸、新川崎周辺など、様々な再開発地区があり、多くの大規模集合住宅が建設されている。小杉周辺ではJR横須賀線の新駅構想があり、横浜市と東京都へのアクセスの良さもあいまって居住エリアとしての川崎の価値が上がり、人口が増加傾向にある。

川崎市総合企画局が発表している長期時系列データの「人口動態」によれば、川崎市全体で 2007（平成 19）年は 27,050 人の人口増加があり、2003（平成 15）年以降でみると毎年人口が増加し続けている。また、同局が 2007（平成 19）年 5 月に発表した「将来人口推計調査」によれば、この人口増加の傾向は今後しばらく続き、市全体の人口は 2025（平成 37）年まで増加を続け、ピーク値は 146 万 6 千人となると想定されている。

しかしながら、同調査によれば、その後は、2030（平成42）年には146万4千人、2050（平成62）年には137万人と、長期的にみれば人口は減少していくという推計が出ている。

これを年齢構成別にみてみると、図表1-6のとおり、0歳から14歳の年少人口は、2010（平成22）年をピークに減少に転じ、15歳から64歳の生産年齢人口は2015（平成27）年をピークに減少に転じ、65歳以上の老人人口は2050（平成62）年までは増加の一途をたどっている。

【図表1-6 年齢構成別的人口推計】



（出典）川崎市将来人口推計調査

このような背景に対し、まず、近年の人口増加に関わる課題について、川崎市では、若年層の転入増加などによる保育を要する児童の増加に対応するために、保育所等の整備を進めているが、それを上回る保育需要があり待機児童の解消が喫緊の課題となっている。川崎市市民・こども局こども本部が集計・発表したデータによれば、2008（平成20）年4月現在、583人の待機児童<sup>13</sup>が存在している。2007（平成19）年7月に

<sup>13</sup> 待機児童　保育所の利用申願があった児童数から、現在、認可保育所に入所している児童数を除いた「入所していない児童数」のうち、「認定保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員、かわさき保育室、商店街店舗活用保育施設」という本市の保育施設で対応している児童数」、「保護者がその日時点で産休・育休中にある児童数」及び「保育所の入所申込が第1希望のみの児童数」を除外した人数（国の定義による）。

保育緊急 5 カ年計画を発表し、待機児童の解消にとどまらず今後の保育事情も見据え、入所枠の拡大を図っているが、現状、待機児童の解消には至っていない。

また、児童の増加により、川崎市の一地域では学校設備等が手狭となり、学校の増築や新築のための行政コストが上昇するなどの問題もある。

さらに、急激な人口増加により、道路の輸送能力が現状に対応しきれず交通渋滞が引き起こされたり、開発によって緑地や里山が減少したり、容積率<sup>14</sup>の制限が緩やかな商業地域や工業地域として指定されている場所に、大型マンションが建設されることなどによる日照や景観、風害などをめぐる周辺住民との紛争など、解決すべき課題は数多く存在している。

今後、2025（平成 37）年、つまりあと 15 年近くは人口の増加が続くため、これらの政策課題は引き続き検討していく必要があると考えられる。

他方、長期的な人口減少による課題であるが、今後の年少人口の減少と老人人口の増加に加え、2015（平成 27）年には生産年齢人口が減少に転ずることで、今後財政面でさらに比重を増していくことが推測される高齢者福祉サービスの維持や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などの課題も想定される。

川崎市にとって、これらの短期的、長期的な課題の解決のために、「知的資源の宝庫」という特性を持つ大学と連携し、その専門知識を活用することなどが考えられる。

## ② シニア世代の能力活用

2007（平成 19）年から 2009（平成 21）年にかけて、いわゆる「団塊の世代」が大量退職するのに伴い、川崎市でも 7、8 万人のシニアが地域社会に帰ってくると予想されている。これまで職場で大半の時間を過ごしていたシニア世代は、生活の拠点を地域におくことになり、長年にわたって培ってきた豊富な経験、知識、技術、人脈等の内在する資源を活かした新たな仕事や地域活動に加え、さらなる知識習得を通して、社会にとっての新たな人材となることが、大いに期待されるところである。

「将来人口推計調査」によれば、川崎市においても今後、シニア世代の増加傾向は続く。川崎市では、シニア世代のスキル活用の場を川崎市商工会議所がコーディネートする「達人俱楽部」や、財団法人川崎市産業振興財団が行う創業・ベンチャー支援、また財団法人市民活動センターが行う市内での市民活動の紹介など、シニア世代が地域で様々な活躍ができるような支援を行っている。

<sup>14</sup> 容積率 建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。市街地の密度規制を行うという観点から、地域の種類に応じて定められており、国や地域で中心的な大都市の都心地区などが最も高容積率を形成できるようになっている。

このように、シニア世代が新たな社会活動に入っていくにあたり、大学が持つ高度な知識を活かした生涯学習にも大きなニーズがあると考える。シニア世代の中には、職場をリタイアした後の自由な時間を自らの知識教養を高めるために使いたいというニーズがあり、大学はその学習機会を提供する1つであると考えられるからである。

詳しくは第2章で述べるが、現在、川崎市では、シニア世代等の活用による地域で活躍できる人材育成の事業（「KS（川崎・専修）コミュニティ・ビジネス・アカデミー」）を専修大学が実施していたり、教育委員会事務局が市内大学や専門学校と連携を行い、幅広い生涯学習講座を実施したりと、大学の知的資源を活かした生涯学習が行われている。これらの動きをさらに推進し、いわゆるリカレント教育<sup>16</sup>として、大学院レベルの教育を受けられる場の提供や、地域活動のよすがとなるようなノウハウの取得、新たに起業するにあたっての知識習得、また、直接的な活動に結びつかなかつたとしても、学びなおす行為そのものによる学究心の振興など、「知的資源の宝庫」である大学を活用した「生涯を通した学習」は、シニア世代にとっても、また、その活躍を期待する地域や川崎市にとっても、大きな魅力と可能性がある分野であると考えられる。

### ③ 産業のまちかわさき

川崎市は、特に臨海部に顕著であるが、非常に多くの産業が集積している都市である。川崎市の基幹産業である製造業は、長い間京浜工業地帯の中核として、日本経済の躍進を支えてきた。

しかしながら、工場制限三法<sup>17</sup>により、1960（昭和35）年代から1970（昭和45）年代にかけて川崎市における工業の規模拡大はほぼ不可能となり、大工場の郊外への移転が促進された。移転後の跡地については商業施設やマンション等に転換されたが、跡地の一部にかながわサイエンスパーク（K S P）<sup>18</sup>が設立されるなど、川崎市の産業集積へのたゆまぬ試みは続いた。

また、1980（昭和55）年代以降の産業のグローバル化による日本企業の生産工場の海外移転に伴い、市内の工場については、例えば大手企業のサントリー、NEC、富士通、キャノン等が、生産機能から研究開発機能への質的な転換を遂げ、現在では図表1-7に示すとおり、多くの世界的にも有名な企業の研究開発機能が川崎市へと進

<sup>16</sup> リカレント教育：社会人が必要に応じて学校へ戻って再教育を受ける、循環・反復型の教育体制。

<sup>17</sup> 工場制限三法：工業等制限法、工場立地法、工業再配置促進法。いずれも都市部から郊外への大学や工場の移転促進を目的とし、川崎市は昭和40年と昭和47年に、対象地域に指定された。

<sup>18</sup> かながわサイエンスパーク：研究開発型ベンチャーの創出や産学公共同研究の推進などによる新産業創出の支援を行う、国内最大級のハイテクインキュベート施設。1989（平成元）年に設立。神奈川県と川崎市からも一部出資を受けた株式会社KSPが運営している。

出している。

【図表1-7 川崎市への研究開発機能進出の動き】



このように、近年、川崎市は工業都市から幅広い産業の集積に基づいた研究開発都市へと変貌してきた。さらに、臨海部における環境、ライフサイエンス分野の先端産業の創出と集積を促進するため、「川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）<sup>11</sup>」を2008（平成20）年にスタートさせ、世界的なイノベーション<sup>12</sup>センターの形成を図っている。

また、川崎市には、戦前から多くの中小製造業の集積があり、高い技術力を活かした独自製品の開発を手がけるなど、ものづくり都市を支える大きな要素となっている。経済産業省が発表している「元気なモノ作り中小企業300社」の中に、市内中小企業が8社選ばれており、川崎市の中小企業のものづくり技術に対する全国的な評価の高さがうかがえる。すなわち、規模は小さくても技術力と提案力を持った企業群が成長してきているのである。

生産機能から研究開発機能へと質的転換を遂げるにあたり、また高い技術力をもつ

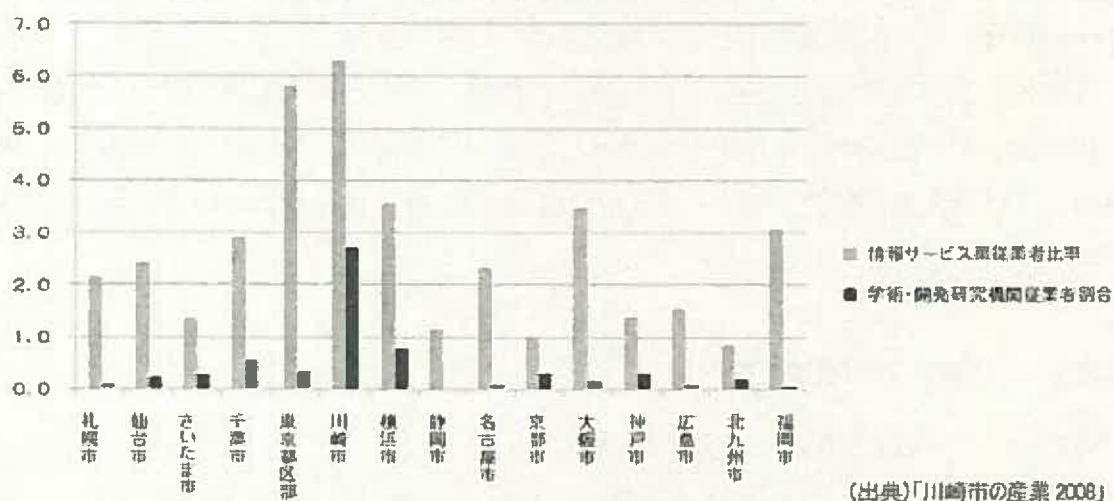
<sup>11</sup>川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎） 環境、ライフサイエンス等の分野の先端技術を事業化するために、川崎市内の指定地域に事業所を新設する事業者に対し、土地、建物、設備の取得等に要する費用を助成する制度。平成20年4月1日施行。

<sup>12</sup>イノベーション 技術革新。基礎・応用研究の成果を試作・開発、さらには商品化を通して市場に投入するプロセス。

て独自のものづくりを進めるにあたっても、企業にとって、大学からの技術移転による新製品、新技術の開発は、非常に重要な分野であるといえる。また、企業が高度なものづくり技術を活かし、大学の研究に協力することで、大学においてはさらに高度な研究が進み、その研究成果がさらに企業に技術移転されるなど、企業と大学の協力関係によるグッドサイクルが期待される。

なお、「川崎の産業 2008」によれば、川崎市には情報通信分野の大企業や先端技術産業、研究開発機関が200以上も立地し、図表1-8のとおり、研究機関従事者比率は大都市の中で1位となっている。

【図表1-8 情報サービス業、開発・研究機関従事者割合(大都市比較)】



(出典)「川崎市の産業 2008」

このような状況を踏まえ、川崎市に集積する高い技術力を持った研究開発型企業と、大学との協力関係によるさらなる発展が、今後も期待されるところである。

## (2) 川崎市の施策背景

川崎市では、2002（平成14）年7月の「財政危機宣言」以来、危機的な財政状況を一刻も早く克服し、都市経営の基盤を健全で持続可能なものとするため、「行財政改革の断行」を市政運営の最優先課題に位置づけるとともに、「新総合計画・川崎再生フロンティアプランの着実な推進」、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を3本柱に掲げ、市政運営に取り組んできた。

### ① 新行財政改革プラン

この十数年の社会背景として、バブル経済の崩壊と長期の景気低迷、低成長経済へ

の移行や少子高齢化の急速な進行などにより、今までの「成長」を前提とする社会・経済のしくみを、「持続」型のしくみへと根本的に見直していく必要が出てきた。こうしたことから、川崎市では2002（平成14）年に「川崎市行財政改革プラン」が策定され、川崎再生に向けた取り組みへの着手が始まった。

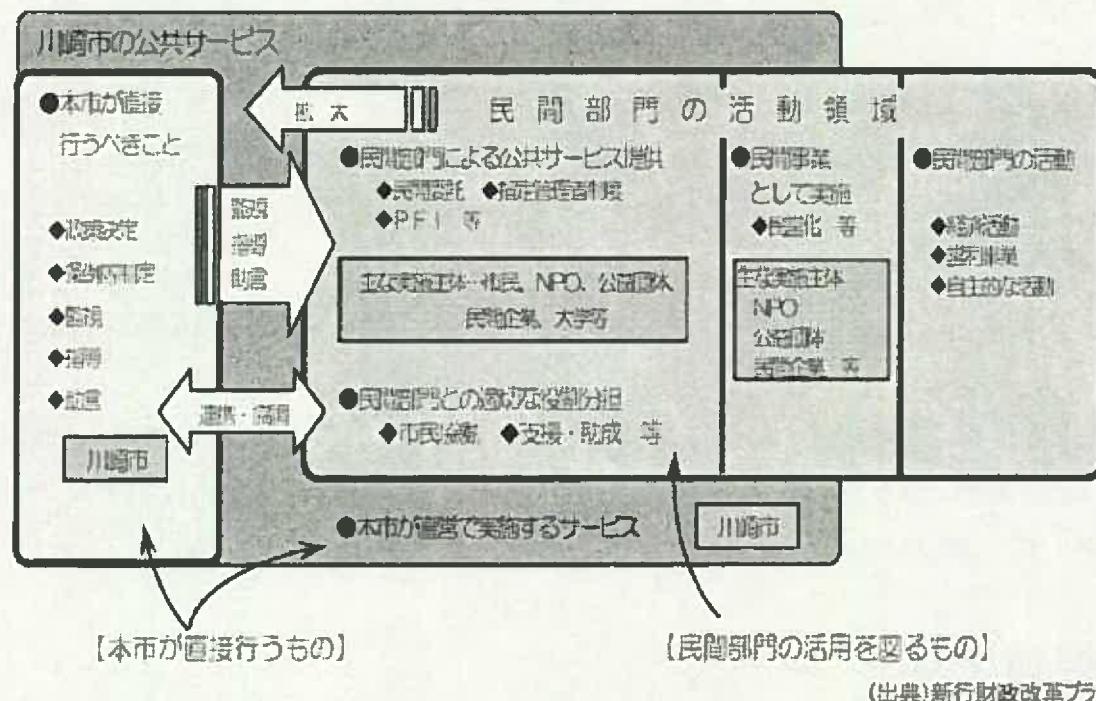
その後、2005（平成17）年に策定された「第2次川崎市行財政改革プラン」を経て、2008（平成20）年度からの新行財政改革プランでは、厳しい財政状況が続く中、新総合計画・川崎再生フロンティアプランによるまちづくりの基本目標を実現するために、効率的な行政運営をさらに推し進めている。

新行財政改革プランでは、行財政運営の視点の1つとして、「民間部門と適切な役割分担による公共サービスの提供」を掲げており、民間企業をはじめ、NPO法人、大学等が公共サービスの提供主体として位置づけられている。

「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という特性に恵まれる大学が、民間の1主体としてサービスの担い手になった場合、大学の持つ知的資源、人材資源等の特性を活かした、より効率的な市民サービスの提供の可能性が期待されていると考えられる。

【図表1-9 公共サービスの民間実施主体】

【新たな公共サービス提供手法の考え方のイメージ】



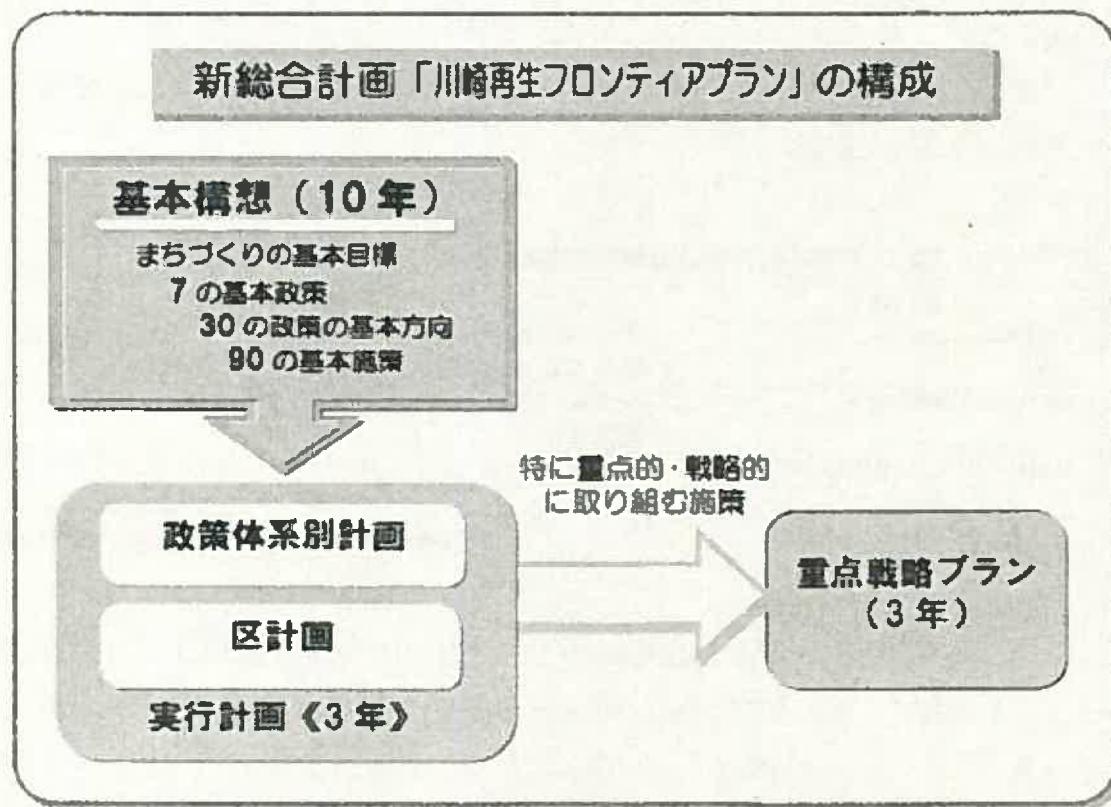
## ② 新総合計画・川崎再生フロンティアプラン

新総合計画・川崎再生フロンティアプラン（以下フロンティアプランと表記）とは、改革によって目指す川崎再生の姿を具体的に示すとともに、それに向けた市政運営の基本方針として、2005（平成17）年に新総合計画として策定したプランである。

フロンティアプランは、川崎市のまちづくりの基本方針となる10年程度の計画である「基本構想」と、基本構想に基づく施策の具体的な取り組み内容及び目標を明示した3か年の計画である「実行計画」の2層構造となっている。

3か年の実行計画は、政策体系別計画と区計画の2つから構成されており、この実行計画の中で特に重点的に取り組む施策として、重点戦略プランが定められている。

【図表1-10 川崎再生フロンティアプランの構成】



（出典）新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」

現在、このプランの第2期実行計画（2008（平成20）年度から2010（平成22）年度まで）が推進されているところであるが、この第2期実行計画の中で大学連携については、政策体系別計画の中の「基本施策Ⅲ 人を育て心を育むまちづくり」で位置づけられている。

【図表1-11 基本施策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」政策の基本方向】

1	子育てを地域社会全体で支える
2	子どもが生きる力を身につける
3	生涯を通じて学び成長する
4	地域人材の多様な能力を活かす
5	人権を尊重とともに生きる社会をつくる

(出典)新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を基に作成

この基本施策Ⅲの4「地域人材の多用な能力を活かす」の(2)「大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援」では、大学等の高等教育機関に蓄積されている知識・技術・人材を地域の貴重な財産として、市民の生涯学習機会の創出や市内企業の産業振興に活かすことを目的に、地域と大学等の連携を目指している。

また、市内大学との連携にとどまらず、首都圏にあるという立地条件を活かし、将来的には市外大学との連携も視野に入れている。具体的な事業は次の図表1-12のとおりである。

表中の(再掲)の表示は、その事業が他の政策体系に位置づけられている事業の再掲事業であることを表している。

【図表1-12 大学などの高等教育機関との連携の推進】

事業名	事業概要
大学連携推進事業	大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を地域の貴重な財産としてとらえ、教育、産業、市民活動等の分野で大学と地域の多彩な連携を推進する。
社会教育振興事業(再掲)	大学等との連携を推進し、市民の学習や市民活動を支援するとともに、シニア世代の社会参加を支援する。
新川崎・創造のもり推進事業(再掲)	新川崎・創造のもりにおいて、市民や中小企業を対象とする先端科学技術のセミナー等を開催する。

(出典)新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を基に作成

なお、大学連携推進事業は重点戦略プランとして位置づけられており、フロンティアプランにおいても、大学はその「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という特性から、川崎市にとって重要な連携のパートナーの1つであると考えられる。

### ③ 川崎市自治基本条例

自治基本条例は、地方分権の推進により自治体の責任範囲が拡大する中で、自立した自治体の構築とともに市民が暮らしやすい地域社会の実現に向けた、市民の信託に基づく市政運営のルールとして、2005(平成17)年4月1日に施行された条例である。

自治基本条例第3条において、「市民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、川崎市への通勤・通学者、企業、大学、市民活動団体など、「川崎市内で様々な活動を行う、個人・団体」と定義していることから、大学、そこに通う教員、学生（以下「大学」と表記）も、市民自治の担い手の一員である。

また、この条例は、自治運営の基本原則として、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」を掲げている。協働については、「市民」と市が協力し、互いの特性を発揮しながら課題解決にあたったほうが、一方のみが課題解決に取り組むよりもより大きな効果を期待できる場合に、「協働」するという原則に立っていることから、地域の課題解決にあたっての協働のパートナーとして「大学」を想定した場合、「大学との連携」という手法は、市民自治を推進する有効な手法の1つとして考えられる。

### （3）川崎市における大学連携の可能性について

川崎市においては、短期的な人口増加と長期的な人口減少による諸問題、高齢化の進展と生産年齢人口の減少を背景としたシニア世代の能力活用、産業のまちかわさきとして今後さらなる研究開発型産業の発展と新たな産業創出の可能性の模索を図るなど、様々な政策課題が山積している。

これらの政策課題に対し、川崎市ではすでに、市政運営の3本柱として、新行財政改革プラン、フロンティアプラン、自治基本条例を掲げ、総合的に取り組みを積み重ね、市民生活の安定と向上に努めているところであって、大学連携については、この3つの柱の中での位置づけを確認することができた。

第2節で述べた全国的な大学連携の背景と併せて考えるとき、川崎市において、今、政策的に大学連携を進めることは必要である。ここで、川崎市における大学連携について、その前提となる連携の対象の大学を確認しておきたい。

#### ① 総合的な4年制市立大学設置の検証

自治体が、幅広い分野の学部を持つ総合的な4年制市立大学を有する場合、それは川崎市と同じ政令指定都市であることが多い。川崎市として大学連携を進めるにあたって、総合的な4年制市立大学の存在を想定するのか、既存の大学と連携を進めていくのか、2つの大きな可能性があると考えられる。

ここで、政令指定都市における総合的な4年制市立大学を前提として、自治体が市立大学を持つことのメリットについて確認したい。市立大学は、現在その多くが公立

大学法人化されてしまっているが、そもそもは市が地域のために設立した大学であり、法人化された後も市からその運営費の交付を受けている。もちろん、公立大学法人化されていない市立大学も、市から年間経費の交付を受けている。そのため、市立大学の運営目的には一般に、国立大学や私立大学にも増して市民・地域への貢献が内包されているといえる。公立大学法人横浜市立大学を例に取ると、その中期目標には、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針が掲げられており、市民・地域への貢献の意識の高さがうかがわれる。また、市立大学であるがゆえに市との情報共有や課題共有の垣根が低いことも想定され、そのような状況を踏まえると、総合的な学部を持つ4年制市立大学と市の、各種分野における連携が比較的容易であることが推察される。

すなわち、市がよりよい行政を行おうとするとき、大学に自治体のシンクタンクとしての役割を期待し、また、同時に市職員の人材育成や、その他研究・教育活動を通じた地域貢献を期待するのである。市立大学であるがゆえに、自治体と大学とのスムーズな連携が期待されるため、大学が持つ各種資源を活用し、「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」という3つの特性を最大限に活かす大学連携が期待できると考えられるのである。

このような総合的な4年制市立大学の存在メリットを踏まえつつ、川崎市と他の政令指定都市における市立大学の設置状況について考察する。

まず、川崎市には現在、総合的な4年制市立大学は存在しない。他の政令指定都市における4年制市立大学の設置状況を確認してみると、図表1-13のとおり、全国に17ある政令指定都市の約半数が4年制市立大学を設置している。

【図表1-13 政令指定都市における市立大学設置状況一覧】

市立大学の設置			
設置あり		運営費交付金 または年間経費 (2007年度／百万円)	設置なし
市名	大学名		市名(備考)
札幌市	公立大学法人札幌市立大学	1,587	仙台市
横浜市	公立大学法人横浜市立大学	12,007	さいたま市
名古屋市	公立大学法人名古屋市立大学	8,864	千葉市
京都市	京都市立芸術大学	212	川崎市(※川崎市立看護短期大学あり)
大阪市	公立大学法人大阪市立大学	16,075	新潟市
神戸市	神戸市看護大学	277	静岡市
広島市	公立大学法人神戸市外国語大学	1,164	浜松市
北九州市	広島市立大学	9,471	堺市
	公立大学法人北九州市立大学	2,400	福岡市

自治体にとって、総合的な4年制市立大学が存在することは、もちろん多くのメリットがあると考えられる。市が所有する大学として地域への貢献意識が高いこと、また自治体組織との連携が密であり、その幅広い知的資源を活かした課題共有をしやすいことなどが挙げられるであろう。

では、川崎市が大学連携を進めるにあたり、現在、存在していない総合的な4年制市立大学を設置するという方向性は考えられるのだろうか。

これに対しては、総合的な4年制市立大学設置のメリットより、そのデメリットの方が大きいと考える。そのデメリットとは、川崎市にとっての財政負担の大きさである。

図表1-13に挙げた政令指定都市のうち、総合的な4年制市立大学運営費をいくつか挙げてみる。

まずは、横浜市であるが、2007（平成19）年度に市が公立大学法人横浜市立大学に対し交付した運営費交付金は、120億700万円である。大阪市では、2007（平成19）年度に市が公立大学法人大阪市立大学に交付した運営交付金は160億7千500万円、また、名古屋市では、2007（平成19）年度に市が公立大学法人札幌市立大学に交付した運営費交付金は88億6千400万円である。

つまり、いずれも数十億から100億単位の運営費交付金を、ランニングコストとして市が負担している。

川崎市において総合的な4年制市立大学を設置するには、毎年少なくとも数十億単位の経費負担を負うことに加え、そもそも大学自体を建設するための土地、建設費用などの初期投資が莫大になると想定される。

## ② 川崎市立看護短期大学について

現在、川崎市に存在する唯一の市立短期大学である川崎市立看護短期大学についてであるが、これは、1986（昭和61）年に「2001かわさきプラン」の中で、多様化し増大する医療需要に対応し、高度な専門性を有する医療技術者の確保を図るために、看護専門学校を短期大学として整備していく方向性が示され、1995（平成7）年に開学した短期大学である。2007（平成19）年度予算に占める「看護短期大学管理運営事業費」は210,404千円が計上されている。その他、職員給与費や共済費を合わせると、予算額は498,519千円となっており、このうち使用料や手数料、諸収入からの特定財源を差し引いた、一般財源からの支出が364,846千円である。つまり、川崎市が負担している看護短期大学に関する2007（平成19）年度一般会計予算は、約3億6千5百万円

となる。

もちろん、看護短期大学は、看護人材の充足と確保という点で十分な成果を挙げている。しかしながら、短期大学について現在これだけの経費負担をしている中、短期大学よりさらに経費負担が想定される総合的な4年制市立大学を新設し、その運営経費を川崎市が負担していくことは非常に難しいと考えられる。

総合的な4年制市立大学の設置については、その他あらゆる要素を比較考案し、詳細な検証が必要であるが、本研究では、総合的な4年制市立大学の設置を想定しないという条件のもとで、大学連携について検討していくこととする。

### ③ 既存する大学との連携について

それでは、川崎市における既存の大学と連携を進めていった場合、川崎市における大学連携は、総合的な4年制市立大学を設置したときに比べ、質量ともにボリュームダウンするのだろうか。詳しくは次章に譲るが、川崎市には非常に豊富な大学資源が既に存在しており、これらの大学には川崎市との連携を進める強い意志があると考えられる。質量ともに豊富な大学と連携した各種事業も、既に川崎市においてはある程度展開されており、今後その連携を推し進めることで得られる大学連携の効果は、現状の課題をいくつかクリアしさえすれば、総合的な4年制市立大学を核とした大学連携事業に優るとも劣らない効果をあげられると考えられるのである。

つまり、川崎市における大学連携は、現状の大学連携事業の課題をクリアする手段をとりながら、豊富な既存の大学との連携をより推進していくことになると考える。

川崎市では現在、市の将来を見据えた様々な施策が実施されているが、これらの施策をより効果的に実施し、隨時検証し、修正し、その時代時代にあったよりよいものにしていくためには、大学が「知的資源の宝庫」、「人的資源の宝庫」、「施設・スペースの宝庫」として、その知的、人的、空間資源を地域に還元し、それとともに、地域が大学にとって価値ある資源足りえる関係性を構築し大学との連携を推進していくことが、非常に大きな意味をもつといえるであろう。大学連携は、大学が地域を、または地域が大学を一方的に支えるものではなく、それぞれが手を結びともに歩みだすことで、単独では成しえない互いのさらなる発展と飛躍につながることが期待されるものなのである。